

インド国
チェンナイ周辺環状道路建設事業
(フェーズ1)
(協力準備調査(有償))
ドラフトファイナルレポート

日時 2018年8月27日(月) 14:00~17:04

場所 JICA本部 111会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
織田 由紀子 JAWW（日本女性監視機構）副代表
谷本 寿男 元恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科 教授
長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

JICA

<事業主管部>

西井 洋介 南アジア部 南アジア第一課 企画役
神田 敬植 南アジア部 南アジア第一課

<事務局>

永井 進介 審査部 環境社会配慮審査課 課長
大口 莉織 審査部 環境社会配慮監理査課兼審査課

オブザーバー

<調査団>

長井 崇泰 日本工営株式会社
清田 大作 株式会社建設技研インターナショナル
井手 佳季子 株式会社ポリテック・エイディディ
原 なつみ 株式会社ポリテック・エイディディ

インド国チェンナイ周辺環状道路建設事業（フェーズ1）
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポートワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. TPP Link Road の線形変更について

区間1のうち支線である南北方向の道路(TPP Link Road)に係る線形変更の経緯について、助言委員より質問があり、JICAより以下を説明した。

- TPP Link Road（旧線形）に係る住民協議では事業実施に対して多くの反対意見が確認された。
- 実施機関は、JICAよりJICAガイドライン遵守に向けた対応を求められたことを受け、代替線形を検討し、事業効果を確保しつつ社会影響を最小化する線形を選定した。
- 実施機関が、TPP Link Road（代替線形）において、居住者への戸別訪問や改めての住民協議を実施し、住民からは補償案や環境面での負の影響に係る懸念や疑問等が示されたが、実施機関がEIAの緩和策やRAPの補償方針に基づき回答したところ、事業実施自体に反対する意見は確認されなかったため、TPP Link Road（代替線形）において事業を実施することとなった。

2. TPP Link Road の線形変更に係る助言へのJICAの対応について

助言委員より、TPP Link Roadの線形変更がスコーピング段階後に行われた経緯に鑑み、この線形変更についてJICAガイドラインに沿ったステークホルダー協議が実施されたかの経緯をFRで説明すること、との指摘がなされた。

これについてJICAより、本事業では以下のとおりJICAガイドラインに沿ったステークホルダー協議が実施されており、その旨FRに追記する旨、回答した。

- 線形変更は、TPP Link Roadの南側1.6km程の区間について起点部を西側に約1.5km移動させたものであり、ROWの大部分は同一の村(Minjur村)内での変更に留まる。そして、旧線形を基に開催された住民協議は2度ともそのMinjur村にて幅広く周知された上で開催された経緯から、代替線形に係るPAPsもスコーピング段階からステークホルダーとして巻き込んでの協議が実施できていた。
- 代替線形上のPAPsに対しては、線形変更後、ほぼ全ての居住世帯(20世帯中17件)に戸別訪問(各戸1時間半~2時間程度)を行い、社会経済調査、事業概要とRAP(補償案を含む)及びEIAの概要の説明、事業実施に対する意見聴取を実施した。また、代替線形に係るPAPsに事前に幅広く周知した上で、改めて住民協議も実施した。この住民協議は、居住者に限らず、ROW沿線の住民にも周知の上、実施された。更に、同協議実施後も住民が意見を提出できるよう、実施機関の連絡先を配付している。

以上

インド国チェンナイ周辺環状道路建設事業（フェーズ1）

（協力準備調査（有償））

ドラフトファイナルレポート

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
【全体事項】					
1.	491	表 9.8.1 が抜けている。 区間 1 以外の区間は、今回の WG ではどのような扱いか。（質）	原嶋 委員		表 9.8.1 は、491 ページの下段（本文下）をご覧ください。 事前にご案内しました通り、本調査のメインスコープが区間 1 へと変更されたことに伴い、WG への付議の対象も区間 1 とさせて頂いております。他区間（区間 2～5）については、今後の支援の方向性等が未定で、かつ初期的な調査に留まっているため現時点で付議するものではありません。今後 JICA が支援することがある場合は、改めて該当区間に関し、助言委員会に付議致します。他方、報告書ドラフトは他区間の初期的な調査結果の記載も含む構成となるため、ご指摘があれば現時点对対応が可能なものは修正・反映したいと考えております。
2.	DFRp.2 90 第 9 章 DFRp.2 92 DFRp.2 94 DFRp.2 98 表 9.2.2 DFRp.3 07 表	① 本コメントの対象は、CPRR 建設事業フェーズ 1（第 1 区間）（本線+TPP 道路 路線変更後）のみという理解でよいか？ ② ITS は独自に行われるとのことなので（DFRp.290）、p.298 表 9.2.2 の「代替案比較表」は無視してよいか？ ③ また、第 2～5 区間に関する記述は無視しても良いか？特に、区間 3 に関しては移転数が多く（DFRp.307 表 9.2.7）、ステークホルダー協議でも意見が示されていることから、第 2～5 区間の線形はすでに確定しているとは	織田 委員	コメントの対象事業の確認	①コメントの対象は、ご理解の通りです。 ②表 9.2.2 代替案の比較表は、プロジェクトを実施しない案を含めた周辺環状道路の代替案について整理しております。また、ITS については、市内に導入する ITS はご理解の通り分離して実施することとなりましたが、周辺環状道路に付随する ITS（料金徴収システム等）は引き続き道路と一体として整備予定ですので、本表についてもご確認をお願い致します。 ③区間 2～5 に関する記述については、No.1 の回答のとおりです。 ④区間 2～5 の線形は、ご理解の通りです。仮に日本にて

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
	9.2.7 RAP iii RAP	いえ(DFR p.294)、TPP 道路の路線変更の経緯から、今後線形変更もあり得ると思える。(質)			支援をする方向性となり、ステークホルダー協議等を進める過程で TPP Link Road と同様の反応が住民から寄せられれば、線形変更を含め、影響の最小化を実施機関に求めることとなります。
3.	301	表 9.2.2（代替案の比較表）で、ITS 設備の有無で「経済性」に差異がないが、ITS 設備の費用がゼロとは考えにくい。(質)	原嶋委員		ご指摘の通り ITS 設備の導入にはコストがかかりますが、本件においては、ITS 設備費用は総事業費（土木工事費用、用地取得費や物価上昇分等を含む）の約3%と限定的な規模に留まるため、代替案比較において経済性はほぼ等しいと評価致しました。
4.		Sriperumbudur 湖の周辺で 400 世帯が影響をうけると指摘があるが、この湖の概況を知りたい。(質)	原嶋委員		<p>区間3に位置する Sriperumbudur 湖について、タミル・ナド州の政府機関が作成した City Development Plan of Sriperumbudur (2010) に記載されている情報は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な用途：洪水防止のための雨水一時貯留及び灌漑用水源 ・自然集水域：17.4km² ・最大水面面積：2.7km² ・最大貯水量：約 4,900m³ ・堤防延長：3.6km ・堤防天端標高：48.75m ・平均水面標高：46.62m ・水門最低標高：43.00m ・2005 年の灌漑面積：576ha ・2010 年の灌漑面積：173ha ・夏季に水位が低下するため市街地の飲用水減としては使用されていない
5.		TPP リンク道路（代替案2）の両端はどのように構造上施工されるのか。渋滞や公害の深刻化が避けられないが、どのように対処するのか。本線と既存道路の接点を分散する方策はないのか。(質)	原嶋委員		P450 に記載した「代替路線案2」に係るご指摘と理解しました。この場合の TPP Link Road の北端は周辺環状道路本線から分岐する三枝の平面交差点となり、既存道路との接続は有りません。南端では既存交差点（TPP 道路および NCTPS 道路の交差点）に新たに道路を接続することになるため、東西方向（TPP Link

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
					Road⇔NCTPS 道路）が橋梁で南北方向（TPP 道路）を跨ぐ立体交差とし、既存道路（TPP）への交通流入を緩和する計画です。 ただし、P450 下段に記載の通り、比較検討の結果、最終的には代替路線案 1 が選定されております。この場合の TPP Link Road の北端は上述の代替路線案 2 と同一です。南端は、外環状道路（2018 年内開業予定）と高架上で接続し、TPP 道路とランプを通して接続します。この代替路線案 1 がなければ外環状道路からエンノール港へ向かう交通は一旦、既存道（一般道）に降りる必要が生じ、渋滞・公害の深刻化が懸念されますが、外環状と直接、接続することにより、エンノール港へ向かう交通を円滑に処理することが期待されます。
6.	DFR, p.352	優先区間 1 以外の影響評価の記述方法として「～現時点で特に配慮を要する項目～」としているが、具体的に「特に配慮を要する」とはどういう状況か？(質)	長谷川委員	区間 1 と他区間の影響評価結果の使い分け	区間 2、3、5 の計画・設計の詳細を検討する際、特に影響の回避・最小化を目指す配慮を行うべきと考える項目・内容を記載しました。
7.	DFR, p.447	パブコメ時の住民反対により TPP Link Road の線形変更が決定されたが、関連する「第 10 章 事業評価」等は、この変更が十分反映された分析・記述となっているか？(質)	長谷川委員	設計変更の事業評価への反映	報告書ドラフトは TPP Link Road の旧線形を基にした評価結果を示していますが、TPP Link Road の新線形を採用する場合にも、評価結果に影響を与える程の費用、便益の変動は想定されず、EIRR が大きく下がることはない見込みです。 FR に、線形変更を踏まえた EIRR の値を記載します。
8.	DFR 82p	4.2.1 の 1) b)（沿岸既成区域 (CRZ)）、表 4.2.5 の区間 1 では、「Category III」という記述だけでなく、(a) 森林指定区域 (RF)と同様に) Category III に影響を与える面積 (CRZ の改変面積) も書くべきではないか。(コ)	谷本委員		橋梁が横断する CRZ 及び水面・塩田の面積は以下のとおりです。 CRZ:4.4ha 水面・塩田 : 3.9ha これらの数値について、FR にも記載いたします。 なお、CRZ、塩田を通過する区間は盛土構造ではなく橋梁形式であり、改変を受ける部分は橋脚構築部に限られます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
9.	DFR 297p	代替案検討において、「…更に現案から ITS 施設を除いた場合」を代替案として選定した理由を FR に明記すること（ITS はこの種の道路の効果をより高めるためには不可欠な施設であり、なぜ ITS を除く代替案を提案するのが不明である）（コ）。	谷本委員		現案から ITS 施設を除いた案は、前回 WG 会合（スコーピング段階）に頂いた助言「DFR の代替案比較では、高度道路交通システムを含まない代替案の周辺環状道路建設を追加すること」に基づき追加したものです。
10.	EIA 2-3 DFR p.450 RAP iv	EIA では旧線形を TPP、TPP 代替線形を CORR-CPR としており、RAP でも CORR-CPR Link を採用している。DFR で使用している「TPP 道路代替路線案 1（線形変更後）」を使い続けることに意味がある場合はそのことを説明するか、CORR-CPR Link に統一すること。（コ）	織田委員	名称の確認	ご指摘を踏まえ、FR では、9.6 TPP Link Road（線形変更後）に係る環境社会配慮の冒頭に近い適切な箇所で以下を追記します。 「実施機関/現地コンサルタントは、TPP Link Road（線形変更後）のことを CORR-CPR Link と呼称しているが、本調査では、線形変更後も本道路が CPRR と TPP 道路を連絡することに変わりはなく、また、住民協議等を経て当初案から線形が変更となったとの経緯を踏まえ、TPP Link Road（線形変更後）と記載を統一する。」
11.	DFR 451	表 9.6. 1。ここで示されている代替案の比較検討表に移転戸数、非影響住民数、移転建物数、喪失農場面積などといった移転に係る欄も設けて書き込んでほしいと思います。	石田委員	やや多い、等の表現では比較し意思決定するための素材としては足りない部分があるように思います。	ROW 内の営農面積については十分な情報が揃っていない可能性があるものの、FR では、ご指摘に沿って移転に係る欄を設け、少なくとも以下の情報を追記します。 ■移転建物数： 旧線形=166 代替案 1（線形変更後）=20 代替案 2=12 ■移転住民数： 旧線形=680 代替案 1（線形変更後）=67 代替案 2=49 ■用地取得面積： 旧線形=38.6ha 代替案 1（線形変更後）=24.5ha 代替案 2=29.8ha なお、これらを加味した場合でも、比較検討結果に変わりはありません。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
12.	DFR 448～ 451	住民と家屋への影響が大きいことが判明したので路線変更を検討したところ、路線検討の結論として、「交通面での裨益効果の面より代替路線案1を選ぶ」という説明がなされています。検討内容そのものが少し変わってしまっているように思えますので、この記述を再検討して下さい。	石田 委員	住民移転と家屋への影響を避けるというのが結論にも欲しいと思いますので	ご指摘を踏まえ、「代替路線案1は、代替路線案2よりも影響を受ける民有構造物数は多いものの、旧線形よりも大幅に社会的影響規模を縮小できており、かつ交通面での裨益効果も確保されている」等、総合的な観点で代替路線案1が優れると評価していることが伝わるよう、FRにて記載を修正します。
【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）					
13.	354	Sriperumbudur 湖岸に盛土して道路を設置することによって景観について悪影響がないか。(質)	原嶋 委員		区間3に位置する Sriperumbudur 湖岸沿いは国道4号線とのインターチェンジへのアプローチ区間にあたり、橋梁となる計画です。FRにて詳細設計段階において景観に配慮した構造物とすべきとの記載を検討致します。
14.	356	本事業の実施前の段階からすでに大気汚染（PMなど）が基準値を超えている箇所がある。周辺の総合的な大気汚染対策（計画）について提案又は支援できないか。(コ)	原嶋 委員		総合的な大気汚染対策や計画の策定等はタミル・ナド州公害管理局の所掌となりますが、インド側より日本側に特段そういった事業・対策へのニーズ・要請が出されていない状況です。本事業においては実施機関が適切に緩和策を実施し、モニタリングを行うよう案件監理を行ってまいります。
15.	350	本事業の影響を受ける4か所の水域（塩田、池3か所）の現在の用途は。水鳥の生息に寄与している部分はないのか。(質)	原嶋 委員		現在、塩田は工業地帯に隣接しており、活発な生産は行われていません。3か所の池は、大雨時に雨水が一時貯留される自然の窪地で、常時滞水しているものではありません。インド東海岸平野全体に同様の塩性水域や内陸の池が分布しており、周辺の水田と合わせて、サギ・シギ・チドリ等の水鳥の生息環境として利用されております。本事業では水域の横断箇所は原則として橋梁による横断を計画しており、水鳥への影響は工事期間中に限られ、かつ、局地的で、近隣の類似環境への退避が可能と考えております。
16.	DFR, p.362	供用時のモニタリング継続期間（1年間）の根拠は？(質)	長谷川 委員	モニタリング期間の妥当性	インド側作成資料を基に1年と記載しておりますが、一方で今後交通量の増加が見込まれるため、期限を設けずにモニタリング

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
					<p>するよう実施機関に申し入れます。</p>
17.	DFR 事業 対象地 域の写 真② & 313p	<p>②「…運河沿いにマングローブ性の樹木が生育している」とあり、さらに図 9.3.3 では「…、幅・規模の小さいマングローブ林」と記述があるが、マングローブ林は本事業の実施によって部分的にも伐採されることはないのか。また、工事中の土盛りや供用時の土盛部分からの土砂の流失に伴うマングローブ林の生育環境への負の影響は想定されないのか。（質）</p>	谷本 委員	事実の確認	<p>工事中、水際に橋脚が建設される場合には部分的な伐採が必要となります。なお、工事中は河床の掘削により一時的に濁水が発生する可能性があります。現在の生育環境も定期的に浚渫が行われている人工運河であり、工事による負の影響が工事個所の周辺を越えて発生する可能性は低いと考えられます。</p> <p>なお、当該区間は盛土でなく、橋梁で水域を横断する計画であり、改変を受ける部分は橋脚構築部に限られます。</p> <p>一方で、工事区間において局所的な影響の可能性が考えられるため、緩和策（汚濁防止フェンス使用等）、並びにモニタリング項目を追加いたします。</p>
18.	DFR 304p	<p>9.2.2 表 9.2.5 の自然環境の欄では、「周辺環状道路建設事業の道路線形付近には貴重な野生生物の生息域はない。また線形から 10km 以内のエリアに脆弱な生態系を含む地域は存在しない」と断定されているが、貴重種や脆弱な生態系に限定することなく、工事中の土盛りや供用時の土盛部分からの土砂の流失に伴う陸域・水域（CRZを含む）の（在来・通常種の）生態系への負の影響も考量されるべきではないか。（コ）</p>	谷本 委員		<p>盛土からの土砂流出については、詳細設計において、地形や流域の現地調査等に基づく系統的な排水計画の策定、法面の安定計算、小段、法面排水工の設計、張芝による法面保護等を着実に計画、設計すること、並びに、施工中に仮排水工を設け、みだりに周囲に土砂が流出しないよう留意すること、雨季等においては作業中の法面を保護シートで覆い、雨水等による流出がないよう努めることにより、生態系に負の影響を与える可能性は低いと考えております。これらの緩和策は、FR にも追記します。</p>
19.	DFR 351p & 458p	<p>① 表 9.3.28ならびに表 9.6.4の自然環境10生態系の工事中および供用時の評価理由には、工事中の土盛りや供用時の土盛部分からの土砂の流失に伴う陸域・水域（CRZを含む）の（在来・通常種の）生態系への負の影響も加味する必要があるのではないか。</p> <p>② ところで、供与時の評価理由として「現存す</p>	谷本 委員		<p>コメント 19～21 までまとめて回答致します。</p> <p>① 盛土からの土砂流出については、No.18 の質問回答をご参照ください。</p> <p>② 供用時の評価理由に関しては、FR において「事業対象地域は、住居地域、耕作地、耕作放棄地で構成されており、自然地域ではないため特筆すべき生物や特殊な生態系は確認されていない。一方で、土地利用転換、交通量の増加など</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
		<p>る生息・生育種、生態系は植林や二次的植生であり、人為的な影響を既に受けていることから、更に負の影響が発生することは予想されない」と断定するような記述となっているが、工事の実施によって、これらの生態系は負の影響を受けることは想定される。従って、FR では供与時の評価理由として適正な記述に改められたい。(コ)</p>			<p>の環境変化により影響を受ける可能性がある」と修正いたします。また、評価の変更 B-並びに対応した緩和策（工事作業の一時的な中断等）、モニタリングについて FR において追記いたします。植林については、助言対応表でお答えしている通り、移植樹木及び伐採樹木の代償植樹は元の生育環境と連続性がある、あるいは近接した土地に植樹されるため、供与時の影響は最小化される見込みです。</p>
20.	DFR 353, 457, 458	<p>旧路線での影響評価と代替路線での影響評価について。</p> <p>③ 生態系。樹木の本数の記述に加えて（必要なら）種名とかの質的情報の変化も必要かと思えます。</p> <p>② 生態系。共用時の評価理由では「生態系は植林や二次的植生であり人為的な影響をすでに受けていることから」という記述を書かれた意図とは、すでに人の手が入っている地区であるため、ということだと思えます。ですが、その現状を出発点として、工事や供用により変化が新たに生じるか、という点が影響評価のポイントでもありますので、このところは記述に工夫をお願いしたいと思います。</p> <p>④ 9.3.6 節と異なった影響評価と異なった項目は無い（457 ページ）、という箇所。右記の理由から、代替路線を含んでの再検討の表（458～）では旧表との違いが散見されますので、記述の再検討をお願いします。判定点数は変わらないが評価理由の欄に再検討の</p>	石田委員	<p>「評価理由」は影響評価では無い、ということかと推察しますが、文脈から考えて影響評価には「評価理由」を含むほうがベターではないかと考えられます。</p>	<p>③ TPP Link Road の ROW の土地利用は、旧線形、線形変更後とも、農地・荒地・住宅地であり、高木に成長している樹木は住宅敷地内や沿道の人為的に植樹されたと推測されるもので、旧線形、線形変更後の間に差異は見られませんでした。なお、伐採樹木に対する補償植栽に当たっては、<i>Polyalthia longifolia</i> (Nettilingham), <i>Azadirachta indica</i> (Neem)をはじめとする郷土種が県森林官からの指示で植樹される計画となっております。</p> <p>④ 「TPP Link Road の線形変更に伴い影響評価が 9.3.6 節の影響評価と異なった項目はない」と記載しておりますのは、「A-D の影響評価に変更がなかったこと」を意図しております。本文の記述が不十分でしたので、FR において修文いたします。評価対象となるエリアが若干ながらも変更となったことから、DFR 表 9.6.4 の「評価理由」列の記述は、表 9.3.28 と異なっている個所があるため、ご指摘の通り、「評価理由の欄に再検討の概要を記する」といった趣旨の追記を致します。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
		概要を記する、といったところでしょうか。			
21.	DFR 351, 458	② 生態系。「現存する生息・生育種、生態系は植林や二次的植生であり、人為的な影響を既に受けていることから、更に負の影響が発生することは予想されない。」とありますが、通常そのようなことは無く、何らかの影響は出ると思われます。この項目における記述では、（調査結果から考えて）配慮を要することになる影響は想定されない（例えば、絶滅危惧種や固有種といった種に与える影響などについて）、および、現在のその地区での生態系（固有、絶滅危惧に限らず）への影響は出る、ということを併記しておくのが良いと思われます。（コ）	石田 委員	事業の実施は現状の生態系に何らかの影響を与えま す。	
22.	DFR 329p 、 350p & 453p	9.3.5の表 9.3.14（環境社会配慮調査の結果）の10生態系の欄には、区間1の工事で影響を受ける樹木（移植、伐採）の数が示され、さらに表 9.3.26では、区間1の本線部分に加えてTPP Link Road（旧線形）の移植と伐採対象の樹木数が記載されている。表 9.6.2では「工事中：線形の変更により、影響を受ける樹木の本数が変化する」とある。では、路線変更後のTPP Link Road部分の工事で影響を受ける樹木の本数は、表 9.6.3の「…幹周90cm 未満の樹木9本…、より大きな2本は、同じく森林官の監督の下伐採した上で…」ということか。（質）	谷本 委員	事実の確認	ご理解のとおりです。今回の調査の結果、旧線形でも、線形変更後も、移植対象は9本、伐採対象は2本との結果となりました。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
23.	DFR 330p、323p、353p、& 356p	同様に、表 9.3.26（旧路線）では、移植対象217本、伐採対象120本とあるが、表 9.3.11、表 9.3.28、表 9.3.29では、伐採対象が181本となっている。これらの差はなにか。これら数字が旧路線の伐採対象であるなら、路線変更後の数字にする必要がある。（質）	谷本委員	数字の根拠の確認	<p>本調査期間中のインド制度に基づく EIA 手続きにおいて、審査機関から「樹木伐採本数を減らすように」との指導が出されたため、DPR には記載がなかった「原位置保存」の対策が採られました。そのため、伐採本数は DPR 記載の 181 本から、表 9.3.26 に示す 120 本に削減されております。</p> <p>表 9.3.28 の伐採対象 181 本の記述は修正漏れでした。FR において 120 本に修正いたします。</p> <p>表 9.3.11 は、スコーピング段階で DPR の記載を踏まえ 181 本と記載しております。</p> <p>また、表 9.3.29 の環境保全策及び予算では、DPR をもとに保全策の予算が確保済みであるため、伐採・補償植樹の予算算出根拠となる 181 本の数字と、最新の数値である 120 本を併記しております。</p> <p>今回、旧線形と線形変更後の TPP Link Road の被影響樹木本数は同じであったため、線形変更後の被影響樹木本数は、移植対象 217 本、伐採対象 120 本です。</p>
24.	DFR 360p	9.3.8 の表 9.3.30（モニタリング計画）の 10 生態系では、陸域・水域（CRZ を含む）の（在来・通常種）生態系を加えるべきではないか。（コ）	谷本委員		<p>モニタリング項目として以下を FR に追記いたします。</p> <p>「本事業範囲における陸域・水域において、形成されている生態系（在来種）について特段の変化がないかモニタリングを実施する。」</p>
25.	DFR 323p & 453p	沿岸既成区域（CRZ）は、政府の定める保護区ではないとはいえ、「CRZ 内の開発のためには事前に環境森林局による許可を得る必要がある」（DFR 82p）ということから、表 9.3.11 および表 9.6.2 自然環境 9 保護区の欄には、CRZ の一部が道路用地として開発されることを追記すべきではないか。（コ）	谷本委員		<p>ご指摘を踏まえ、欄内の後段に以下を FR に追記します。</p> <p>「なお、区間 1 は CRZ を通過するが、CRZ 指定区域のうち必要性が認められた区域は野生生物保護法に基づき保護区として指定されるが、区間 1 の対象道路が通過する CRZ は同法に基づく指定は受けておらず、JICA ガイドライン上の「保護区」には該当しない」。</p>
【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）					

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
26.	307	農業用水施設（ポンプ6、井戸1、くりぬき井戸1）の消失によって影響を受ける者はRAPの対象として救済されないのか（農作物への影響に該当しないのか）。この場合に、農業用水の確保はどのように行われるのか。（質）	原嶋委員		資産（井戸）の消失に対する補償が行われます。補償額は、公共事業局が毎年市場価格に合わせて更新している調達基準価格表に記載されている同種・同規模の施設を再取得（再整備）するに十分な金額が支払われます。（DFR表9.4.67）。この補償金を用いて、所有者によってポンプ・井戸等が再建され、農業用水が確保されます。
27.	354	区間1でコミュニティ分断は生じないと結論付けているが、道路により分断され農業活動に支障が出る可能性が多く指摘されている。この点はどこで考慮されているのか。（質）	原嶋委員		道路の横断施設（アンダーパス）を利用して道路両側の農地にアクセスが可能となるよう計画しています。
28.	379（表9.4.6）、410	JICAガイドラインと現地法の間で、土地所有権を持たない非正規住民（スクワッターなど）への待遇のギャップが分かりにくい。非正規住民には現金補償だけで、代替住居の提供は一切認めないのということか（正規住民と非正規住民への待遇の区別として妥当か）。（質）	原嶋委員		非正規住民に対しては、失われる資産に対して補償が行われるため、撤去対象となる住居・樹木等の資産の再取得価格の現金補償が行われます。また、希望する場合には生計回復支援として職業訓練を受けることができます。代替住居の提供は行われませんが、再取得価格による補償に加えて、住宅建設支援金7万ルピー、住宅用地費（借地代）5万ルピーが提供される計画です。（表9.4.72）
29.	DFR, p.324~325	環境項目「17.土地利用や地域資源利用」、「21.被害と便益の偏在」及び「22.地域内の利害対立」が「D」評価とされた具体的根拠を明記すること。（コ）	長谷川委員	評価理由の客観性	以下の理由から、左記に挙げられた項目の評価をDといたしました。FRにおいてこれらの根拠を明記いたします。 1. 計画された線形は、チェンナイ都市圏の外縁部に位置し、従前から都市化が進みつつあるエリアで、特殊・独特な土地利用や地域資源に依存している産業やグループは存在しないこと。 2. 計画された線形は、特定の社会的弱者（少数民族等）に負担（被害）を強いるものではなく、チェンナイ都市圏の外縁部と中心部を結ぶ計画道路の便益は沿道の住民・ビジネス全体に効果を持つと期待されること。 3. 以上の2点から、計画道路は局所的、あるいは特定のグループに便益や負担（被害）をもたらすものではないため、地域内の

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
					利害の対立を生じるものではないこと。
30.	DFR pp460 ~474 & pp372 ~406	<p>TPP Link Road は路線変更の決定に伴い（DFR 265p&452p）、9.6.3 では TPP Link Road（線形変更後）に係る環境社会配慮を示す各種のデータや情報が表 9.6.1 から表 9.6.46 までで整理されている。</p> <p>他方、9.4（区間 1 の用地取得及び住民等の移転）では、表 9.4.1、表 9.4.7 から表 9.4.56 までの大半の表において（旧線形）のデータ・情報が示されている。これらの表を掲載するには、どのような理由があるのか。</p> <p>もし、旧線形のデータや情報を示す必要があるのであれば、用地取得及び住民等の移転に係わる主要な項目に限定して、巻末の参考資料とするだけで十分ではないか。（コ）</p>	谷本委員		<p>区間 1 は、東西方向の本線と南北方向の TPP Link Road で構成されており、9.4（区間 1 の用地取得及び住民等の移転）では、本線及び TPP Link Road（旧線形）のデータ・情報を記載しております。</p> <p>本線は引き続き本事業の対象であること、及び TPP Link Road の旧線形についても結果的に廃案になったとはいえ線形変更前後での住民の影響の程度が理解できるよう、本編にて記載したいと考えております。</p> <p>あわせて、FR では、9.4 にてデータ・情報を並べる前に、「TPP Link Road については結果的に線形変更がなされ、その線形変更後のデータ・情報は 9.6 にまとめた」旨がわかるよう、説明を追記します。</p>
31.	DFR p306 DFR p307 表 9.2.7 DFR p385 表 9.4.6 DFR p389 RAP p3-9 DFRp4 63 表	<p>「非居住土地所有者」はスクウォッターを意味すると理解してよいか？不在地主と混同する危険がある。</p> <p>表 9.2.7 では「土地所有権無スクワッター」、また表 9.4.72 ではスクウォッターとしている。なお表 9.6.13 ではテナントの意味でも使われている。「民有地上の不法占拠者」（p389）では RAP の squatter の定義（RAP p3-9）より若干狭い。（質・コ）</p>	織田委員	用語の確認（非居住土地所有者）	<p>非居住土地所有者は、不在地主（ROW 内に居住していないが、ROW 内に所有地を持つ者）を意図しております。</p> <p>テナントは土地・建物所有者との合意のもとに居住している者、スクウォッターは土地・建物所有者との合意なしに居住・占拠している者を意図しております。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
	9.6.13				
32.	DFRp.3 31 表 9.3.14 DFRp.3 89 表 9.4.7 DFRp.4 60 DFRp.4 61 表 9.6.6 RAP5- 1 RAP5- 20	<p>今回の対象となる区間1のPAH/PAPについて、さまざまな数と定義提示されており混乱する。整理していただきたい。</p> <p>例えば、TPP 線形変更前だけを比べても、表 9.3.14 では、住宅・商業建造物 222 件（中略）の撤去、居住世帯 198 世帯・商業 18 件の移転が発生。</p> <p>表 9.4.7 では、本線が 40 件、TPP Link Road（旧線形）が 166 件 計 206 件となっている。</p> <p>線形変更後の、TPP Link Road（区間 1 全体）表 9.6.6 では、移転対象建物・世帯数の合計 60 件、内訳は、本線 40 件、TPP Link Road（線形変更後） 20 件。</p> <p>RAP では、新線形による影響を受ける 85 PAHs、うち所有者 58、スクワッター 18、テナント 9 となっている。（コ）</p>	織田委員	対象、データの確認（PAP の数）	<p>【線形変更前】</p> <p>表 9.3.14 の 13 行目「住民移転」の 1 点目と 2 点目は、データ更新漏れの誤記でございます。申し訳ございません。2018 年の調査（旧線形時点での追加調査）の結果を受けて、表 9.4.7 の数値に更新しております。表 9.3.14 は以下のように訂正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区間 1 の整備に当たっては、250ha の用地取得が必要であり、住宅・商用建造物 206 件（1/3 未満の影響、井戸等は含まない）、商業建物 24 件（住宅兼商業 9 件の再計を含む）の移転が発生する。 ・1 世帯の平均人数は 4.1 人であり、被影響建物 206 件の居住人数は 845 人（206 x 4.1=844.6）と推計される。 <p>【線形変更後】</p> <p>RAP の記載内容を確認し、整理したものが表 9.6.6 記載の数値となります。</p> <p>ご指摘の通り、RAP では 85PAHs と記載しておりますが、これは移転対象とならない PAHs が 17 件含まれています（RAP p.5-23 Table 5.29 をご参照）。また、RAP 上、TPP Link Road（線形変更後）の土地所有者を 20 世帯としておりますが（RAP p. vi の表ご参照）、実施機関へのヒアリングにより、このうち 8 世帯は非居住土地所有者であり、非自発的移転の対象とならないことを確認しております。</p> <p>以上から、RAP との整合性の観点では、85 から上述の 17 と 8 を引いた 60 が移転世帯数となります。内訳は、所有者 33（58-17-8）、スクワッター 18、テナント 9、合計 60 件となります。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
33.	DFR p.323 表 9.3.11 p.329 表 9.3.14, p.352 表 9.3.28, p.356 表 9.3.29	表 9.3.11 環境項目に対するスコーピング案 →表 9.3.14 環境社会配慮調査の結果 →表 9.3.28 調査結果に基づく影響評価 →表 9.3.29 調査結果に基づく緩和策 特に、9.3.28 調査結果に基づく影響評価に、9.3.14 調査の結果を反映し、影響評価がスコーピング案と同一の文言になるのを避けていただきたい。(コ)	織田委員	環境社会配慮調査の結果と結果に基づく影響評価の関係	ご指摘を踏まえて、FRにおいて調査結果を反映した記述に修正いたします。なお、スコーピング段階での予測通りの結果が得られた項目については、同一の文言となっております。
34.	DFRp4 20 表 9.4.77 内部モニタリング項目	表 9.4.77 内部モニタリング項目では Vulnerable Squatter PAHs に限られているが、Vulnerable ではないスクワッターについてのモニタリングはどのようにするのか。(質)	織田委員	スクワッター	表 9.4.77 の「物理的進捗の指標」項目 21,22、及び、「財務的進捗の指標」項目 16, 18,19 は、ご指摘の通り特に Vulnerable Squatter PAHs に対して行われる補償・支援のモニタリングです。これら Vulnerable Squatter PAHs を含め、全ての PAH を対象にその他の項目のモニタリングが実施されます。例えば「物理的進捗の指標」項目 10,11 は、掘立小屋家屋の撤去面積と補償支払いのモニタリング項目ですが、所有権を持つ掘立小屋家屋居住者と同様に、ほとんどのスクワッターがこの項目において進捗管理の対象とされます。
35.	DRFp4 51 表 9.6.1	TPP Link Road の代替路線のコスト比較はインターチェンジの有無だけでよいのか？例えば案 1 はインターチェンジは不要だが高架建設をするが、コストとしては触れられていない。(コ)	織田委員	代替線形の比較基準	No.12 に回答のとおり『代替路線案 1 は、代替路線案 2 よりも影響を受ける民有構造物数は多いものの、旧線形よりも大幅に社会的影響規模を縮小できており、かつ交通面での裨益効果も確保されている』ため選択されたと認識しております。実施機関から代替案 2 のコストは提供されておらず、ご指摘のとおり、代替案 1 と 2 のコストの差は必ずしも明確ではありませんので、表 9.6.1 中の「建設費の高い」を削除します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
36.	DFRp.457表 9.6.3 DFRp.513	TPP Link Road の線形変更に伴い「合計41%程度の世帯が貧困ライン以下の可能性がある」というのはかなり深刻な変更結果である。路線の比較にあたっては、単に移転の数だけでなく、このような移転による正負の影響も考慮すべきである。将来的には(3) プロジェクトの便益 など全体の便益計算にも反映させる方法を考えるべきである。(コ)	織田委員	線形変更の影響—貧困化	<p>ご指摘の通り、単なる移転の数だけではなくその質的側面も十分に留意する必要があると思いますが、ご提出した報告書ドラフトの記載が誤解を生む過大な表現となっておりました。申し訳ありません。</p> <p>まず、貧困ラインについては、P457 14「貧困層」記載の通り、世帯月収が5,383 ルピー未満の世帯と判断しております。これに対し、調査の結果、表9.6.20の通り、世帯月収が5,000 ルピー以下の世帯が12%（17世帯中2世帯）、5,000 ルピー以上10,000 ルピー未満の世帯が29%（同5世帯）です。あくまで可能性の議論として、これら2つの層を合計した41%を「貧困ライン以下の可能性あり」としておりましたが、後者の29%（5世帯）の世帯月収は必ずしも5,000 ルピーから5,383 ルピーの狭い範囲に収まっているわけではなく、実際には5,000 ルピーから10,000 ルピーの幅広い範囲の中で分布していると考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、報告書ドラフトの記載を、「少なくとも12%の世帯が貧困ライン以下である」と修正させていただきます。</p>
37.	DFR p463表 9.6.13	非居住所有者も、集団移転地への移転・代替地取得を希望すれば、居住所有者と同じ権利は可能か？ なお表9.6.13の非居住所有者はテナントのほ ず。20世帯に非居住所有者はない。(p.461表 9.6.6)(コ)	織田委員	集団移転地への移転希望	<p>本事業のResettlement Policy Frameworkでは、非居住所有者（ROW外に居住しROW内に土地・建物を所有している者）も、集団移転地への移転・代替地取得を希望すれば、居住所有者と同じ権利が与えられます。（損失資産に対する補償金と、代替住宅地の両方を受け取る権利がある。）</p> <p>表9.6.13は、ご指摘の通りでした。失礼しました。「非居住所有者」との記載を「テナント」に修正します。</p>
38.	DFRp.469, p.470	3) 非居住土地所有者に対する調査結果 TPP Link Road（線形変更後）の非居住土地所有者は296人とあるがこの296人はどういう人か？ 表9.6.30～表9.6.45の57名の非居住土地所有者は どういう人か？ もし、1区間全体の非居住土地所有者ならばここに入れるのは適切か？	織田委員	調査および対象の確認	<p>296人とは、TPP Link Road（線形変更後）における非居住の土地所有者であり、57名とはその296名のうち現時点で連絡先を確認済みで、調査を実施した人数となります。（なお、DFRのP461に記載の通り、非居住所有者について現時点で全員の連絡先は確認できていない状況ですが、全土地区画について登記簿に基づく所有者名・所有面積の確認は終えており、実施段階で適</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
		(質)			切に補償がなされる見込みであることを確認しております) TPP Link Road（線形変更後）の情報・データであるため、9.6にて説明する構成としております。
39.	DFRp.4 69表 9.6.29	TPP Link Road（線形変更後）の整備事業による負の影響についての意見では17人が保有する資産・住宅等の消失を挙げている。90%ではなく100%では？ 表には合計の行を入れるべきである。(質)	織田 委員	線形変更後の負の影響（%）	ご指摘のとおりです。FRにおいて修正いたします。
40.	DFR 469	表 9.6. 29. 保有資産・住宅の喪失における数字は90%ではなく100%ではないでしょうか。(質)	石田 委員		ご指摘のとおりです。FRにおいて修正いたします。
41.	DFR p.476, 478	事業に対する反対の意見としては表明されていないとのことだが、線形変更が急に決まったので、調査時に十分理解できていなかったのではないかとまとめて反対意見が出た TPP 道路旧路線の場合、ステークホルダー協議を何度も行っており、2014年頃から地域に道路ができることを知らされている。新たな移転の対象となる20世帯は、突然ステークホルダー協議や訪問で説明されており、公平性に欠ける。表 9.6.29 で100%が保有する資産・住宅等の消失を挙げていることは軽視できない。(コ)	織田 委員	線形変更後新たに影響を受ける人の意見	<p>まず当該地域では、TPP Link Road の旧線形での経験から影響住民は、反対意見があれば速やかに表明、抗議し、関係機関にメールを送付する等の傾向があることを確認しており、実際に旧線形付近で2018年4月と5月に開催されたステークホルダー協議に同席した協力準備調査団員からも同様の報告を受けております。</p> <p>なお、旧線形のPAPsについても、具体的な移転対象者について2014年の段階から把握されていたわけではありません。そのため、2017年に現地コンサルが実施した調査では特段の反対意見は確認されていませんでしたが、実際に移転対象世帯が2017年12月に明確に発表されたことを受け、2018年4月のステークホルダー協議で最初の反対を表明されたとの経緯があります。このため、代替線形のPAPsと比較し、数年分の差があるわけではありません。</p> <p>上述のような傾向がある中でも、DFRに記載の通り、TPP Link Road の代替線形で実施された7月上中旬の戸別訪問やステークホルダー協議では、特段の反対意見は確認されておりません。加えて、ご指摘を踏まえて8月15日に改めて実施機関とそのコン</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
					<p>サルタントに事実確認を行ったところ、実施機関より、7月以降も反対意見は出されていないとの報告を受けました。</p> <p>しかしながら、ご指摘頂いた点を踏まえて、審査段階において改めて、代替線形のPAPsより新たに反対意見が提出されていないかを確認したいと考えております。</p>
42.	<p>RAP p.10-10 p.10-15 DFR p.481 EIA 3-7 DFR p.361 表 9.3.30</p>	<p>RAPでは、未熟練労働者としての女性の雇用、R&R assistanceを受けた女性の割合などを、モニタリングに際して重視するようにしている。これらの項目は、DFRの9.7.1 環境モニタリングフォーム（工事中）の(3) Monthly patrol, observation, and recording during the Construction Works(p.481)にも反映させること。また、EIAではEqual Remuneration Act, 1979で男女同一賃金および性差別禁止が定められていることを紹介している。表9.3.30 モニタリング計画のワークショップにはこれらの点も含めること。(コ)</p>	織田委員	環境モニタリングフォームおよびワークショップへの反映	FRにおいて、ご指摘に沿った修正を行います。
43.	DFR458	<p>影響評価表の貧困層。代替路線での被影響世帯のうち41%が月収1万INR.という調査結果という数字に着目すると、それらの半数近くを占める方々が移転補償や生活支援そのものを正しく受けることができるかどうかということにも着目していただいたうえで支援をしていただきたいと思います。そのことは相手機関側にも申し入れてはいかがかと思います。(コ)</p>	石田委員	<p>貧困≡社会的弱者であることが多いと考えて左のようなコメントです。</p>	<p>補償について、エンタイトルメントマトリクスに基づいて着実に実施するよう実施機関に申し入れます。</p> <p>なお、RAP実施段階では、対象者のIDの確認と補償・支援の受取方の確認、及び口座を持たない世帯の口座開設支援などが実施される予定です。</p>
44.	DFR476~479	<p>道線形の変更に関して戸別訪問及びワークショップでも「特段の反対意見はなかった」との記</p>	石田委員	戸別訪問でもグループディスカッション	<p>ご指摘を踏まえ、より事実関係を正確に記載すべく、「事業実施に対して特段の反対意見は確認されなかった」とFRの記述を</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
		<p>述がありますが、その記述自体にはあまり意味が無いようにおもいます。なので補足を加えて書き直していただくか削除することが妥当ではないかと思えます。(コ)</p>		<p>ヨンでも、個別の質問は具体的で高い関心が伺えますので、移転することは非影響者には重要であることが見て取れるそういった調査内容を示しているようです。一方、道路建設に反対するかどうかは全く別のイシューではないでしょうか。住民は反対していないようだ、なぜなら、それは訪問やディスカッションで意見や声になってないから。という状況は「反対が無いと記述することができる」という理由には当たらないです。</p>	<p>修正いたします。</p>
【ステークホルダー協議・情報公開】					
45.	369	<p>SH 協議で、「私有地」を避けて、近くの「公有地」を選定してほしいという意見が多くみられるが、代替案検討ではこのような意見はどのように</p>	原嶋委員		<p>TPP Link Road の旧線形では面積比で 9%が公有地、91%が私有地の構成でしたが、線形変更後は 23%が公有地、私有地比率は 77%に減少しており、出された意見を反映した線形となって</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
		考慮されたのか。(質)			おります。
46.	DFR, p.428	最終行の「非影響者」は「被影響者」の間違いでは?(質)	長谷川委員		ご指摘のとおり間違いでしたので、修正いたします。
47.	DFR, p.428 ~	ステークホルダー協議の質疑応答記録中には、しばしば住民移転・土地収用に伴う資産消失への強い不安感情が披瀝されているが、インドあるいは当該地域でそのような懸念を持たざるを得ないような特殊事情は何か?(質)	長谷川委員		主に TPP Link Road の旧線形で確認された意見と認識しております。明確な理由は不明ですが、現地コンサルタントとの協議等を通して、上の世代から長く居住する世帯ほど住民移転・土地収用に対する不安が強いとの印象を受けております。 また、土地柄として、行政の判断に不満がある場合、ハンガーストライキ等により反対意見を表明する社会的習慣があることも、影響している可能性があると考えています。
48.	DFRp4 77	2018年7月12日バラティ・ナガル(Bharathi Nagar)でのステークホルダー協議参加者総数26名中、新たに 移転の対象となった土地・建物の所有者と非居住土地所有者はそれぞれ何名か?(質)	織田委員	数字の確認	7月12日は、参加者の署名は集めていないため、参加者中の内訳は確認できておりません。ただし、DFRに記載しましたとおり、居住世帯に対しては戸別訪問調査時に参加呼びかけを行い、非居住 PAH に対しても村役場(VAO)から幅広く声をかけてもらった上で会合を開催しております。
49.	477~479	グループディスカッション。各地区におけるステークホルダー協議では参加者は椅子に座り室内で落ち着いた環境で実施されていますが、こちらではその目的の一つが現地視察であって(写真も現地での視察風景)、グループディスカッションをするという雰囲気であったのかどうか疑問が残ります。(コ)	石田委員	写真を見るとあわただしい雰囲気のように見えなくてもありません。	ROW 内の PAH に対しては戸別訪問を行い、落ち着いた環境で説明及び質疑応答を行った上でのステークホルダー協議の開催であり、また、当日は説明と現地確認を合わせて2時間をかけて実施しており、十分な質疑応答の時間を確保いたしました。 また、反対意見等があれば後々でも実施機関に対して意見を提出できるよう、参加者には連絡先も案内しております。
50.	476	戸別訪問。4世帯では女性が回答者であった、とのことですが、その意味は何かありますか。男性の回答者と異なる事柄に着目していた、とか。(質)	石田委員	女性の回答者は17世帯のうちで4世帯だったということがもつ意味がな	生活環境の変化に対して、男性と女性が異なる事柄を重視する可能性があることから、全員がどちらかの性別であることは望ましくないと考え、男女の数がわかるように記載しております。 なお、質問自体は男女に対して同じ質問をしておりますが、回

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
				<p>にかあるのでしょうか、男性が回答者になった世帯では女性にも同じ質問ができなかったのでしょうか、数は少ないとはいえせつかく女性回答者ができたわけですから女性の声を拾い出すことができなければそれも知りたい、ということころです。</p>	<p>答の処理にあたっては、性別に分けた集計は行っていません。</p>
51.	476,479	<p>線形変更に伴い、現地視察と戸別訪問で社会影響を見ようとされた調査は価値あるものと思います。一方で、戸別訪問で得られた結果を読むと以下のことが気になります。</p> <p>① 事前にどういった連絡をどれぐらいの時間をかけて個別家庭に対しておこなっているのでしょうか。</p> <p>② 集合住宅のようであるが一定の広さと清潔さが感じられる住居であり、44%の貧困層をカバーしているのでしょうか。</p> <p>③ 2ページにわたり書かれている本質は、自分たちのところに道路ができるのであればならばこういった点を心配する、という住民の懸念と視点がリスト化されたということであり、特段の反対が無い、とい結論のような</p>	石田委員	<p>戸別訪問で得られた結果の記述について気になりますので。</p>	<p>① 個別家庭に対して公共事業に関連する調査を実施する際、コンサルタントはまず村役場を訪問して調査の意図の説明を行い、許可をもらってから訪問を行います。今回の線形変更については在宅している対象者から調査を始め、その世帯の調査を実施している間に、周辺世帯へも調査協力を依頼する方法をとっております。実施機関によると、今回、代替線形に係る社会経済調査では、聞き取り調査だけでなく、事業概要・EIAとRAP概要の説明も行ったため1世帯当り概ね1時間半～2時間を要したと伺っております。戸別訪問実施の際は、あわせてステークホルダー協議（7月12日開催）の案内も行った他、ステークホルダー協議では実施機関の連絡先も案内しており、訪問時以外でも意見を伝える機会を確保しております。</p> <p>② TPP Link Road（代替線形）については、居住20世帯のうち不在だった3世帯を除く17世帯を訪問し、調査しており、貧困層も含めてカバーできていると認識しております。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
		<p>記述を生み出すことにはならないと思います。</p> <p>④ 表 9.6. 48 を戸別訪問でも説明されたということですが、いくつかの項目は住民目線ではなく、政府の環境政策と交通政策に関することであり、それを聞く住民は、これは半ば決まったことでありという風な圧力のようなものを感じることはないのでしょうか。住民にとっては自分や家族と親しい人たちや自分たちの生活（圏）がどうなるのか、といったことが一番の関心事ではないかと思うのですが。（質・コ）</p>			<p>③ ご指摘を踏まえ、より事実関係を正確に記載すべく、「事業実施に対して特段の反対意見は確認されなかった」とFRの記述を修正いたします。</p> <p>④ 回答 41・47にも記載の通り、反対意見がある際ははっきりと反対を表明する傾向がある地域であり、政府の決定事項であっても圧力を感じて遠慮してしまうリスクは限定的と認識しています。</p>
52.	DFR 469	表 9.6. 29. 事故、騒音、大気汚染、道路横断を負の影響として挙げる方（世帯？）が6割になりますが、その方々にはそれらの影響への緩和策について説明がなされたのでしょうか。（質）	石田委員		戸別の訪問時に、遮音壁の設置、工事中・供用時の交通安全の確保等の緩和策について説明しております。
53.	DFR 464	表 9.6. 13. ・態度を保留した人、不在で無回答だった人へのその後のフォローはあったのでしょうか。 ・移転に対して態度保留者が半数近くおられたという事実は重い、のではないのでしょうか。その保留理由を聞いたうえで道路線形決定に生かしているのでしょうか。（質）	石田委員	ステークホルダー協議の意義を確認するためです。	<p>表 9.6.13 は、移転への賛否の質問ではなく、HMPD が用意する近隣の移転地が代替地として用意された場合、当該地への移転を希望するかどうかを聞いたものです。この点、わかりづらかったのでFRでは明確化します。なお、移転世帯は、自ら移転先を決定する選択肢も取り得ます。</p> <p>今後、HMPD 及び県税務官が進める用地取得・移転計画実施の手続きの中で、PAH の最終的な意思の確認と世帯ごとの補償・支援パッケージの内容の決定が行われる見込みです。</p>
【その他】					
54.		アンダーパス（及びボックスカルバート）が多く設置されるが、この維持管理や浸水対策はどのよ	原嶋委員		実施機関の予算で行う道路維持管理業務の一環として、定期点検、補修・補強が実施されます。本事業のアンダーパス（及びボ

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
		うに行うのか。(質)			ックスカルバート)は原地盤を掘り下げて道路を交差させる構造ではなく、交差道路が路面高を維持しながら(原地盤の高さのまま)、周辺環状道路の盛土を通過する構造のため、アンダーパス(及びボックスカルバート)に水が集中するものではありません。
55.	362	供用後のモニタリング計画で地下水は対象となっていない。現地では地下水利用者が多く、地下水への影響は把握が難しいことから、供用開始後も地下水の状況をモニターすること。(コ)	原嶋委員		地下水位についてモニタリングの実施を行う旨追記いたします。
56.	DFR, p.513~	① 経済分析の費用には環境社会モニタリング経費も含まれているか? ② また、詳しく算定計上されていない環境社会コスト(計画された影響緩和策をもってしても生じてしまう環境悪影響)を含むとしたらEIRRは大きく左右されるか?(質)	長谷川委員	環境的費用の内部化範囲	①環境社会モニタリング経費はEIRR算出に含めておりませんが、モニタリング費用概算は2,000万円未満の見込みで数百億円規模に達する見込みの費用総額に占める割合が小さいため、EIRRへの影響はほとんどないと考えております。 ② EIRR計算の際、環境悪影響をコスト計上してEIRRを算出することはしておりませんが、当然ながら影響が想定される項目にはそれぞれ緩和策を実施するため、事業実施可否を左右するほどのEIRRの変化が生じるとは考えておりません。
57.	DFRp.3 63表 9.3.31 DFRp4 27 EIA 7-14 EIA appendix No.1 p.11 No.1	EIA7.7.3 Construction Workers Campでは、Facilitiesに保育施設があがっている。また、EIAのappendix No.1 p.11では、保育士を配置すること、20名以上の女性が雇用されている場合は、子どものための部屋が必要としている。さらに、男性用トイレと仕切られた女性用トイレの設置も指摘されている(p.10)。これらの項目を(1)工事中の実施体制、建設工事用寄宿舎の設置に関する施工業者の報告(表9.3.31 実施報告頻度)等に含めるようにし、さらに、最終報告書におけるEvaluation of the	織田委員	ジェンダー	FRにおいて、ご指摘に沿った修正を行います。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	質問のねらい	回答
	p.10	impact of the project specific measure on (b) gender sensitivity and empowerment,にも含めること。(コ)			
58.	DFR 520p、 530p	10.2 (CPRR のプロジェクト評価) における表 10.2.2 や表 10.3.1 では、旧線形のデータによる経済・財務評価の結果が示されているが、線形変更後のデータに基づく経済・財務評価の結果をFRに示すこと。(コ)	谷本 委員		ご指摘の通り、FR には、線形変更後の経済・財務評価の結果を示します。
59.	DFR 530p	10.3.4 (FIRR の算出) では、「市場価格による費用と料金収入をもとに区間1 の整備事業の FIRR を算出した。表10.3.3 に示すキャッシュフロー表のとおりFIRR はマイナスであり、財務的に、すなわちプロジェクト実施主体の観点からは実行可能とは言えない」と記載があるにもかかわらず、11.1.1 (CPRR 建設事業) では「…交通混雑緩和の効果と経済的妥当性を検証し評価した。その結果、CPRR 建設事業は…チェンナイ都市圏の都市環境改善並びに経済発展に大きく寄与する事業であることが確認された」と結論付けられている。 事業の実施妥当性に結び付けるために、マイナスの財務評価の結果を補うような対策を提言において記述すること。(コ)	谷本 委員		「FIRR はマイナスであり、財務的に、プロジェクト実施主体の観点からは実行可能とは言えない」は、民間ベース／独立採算ベースでは実施できないという趣旨です。誤解を招いて申し訳ありません。資金手当てとしては、コストのうち大部分を占める用地取得費は既に州政府予算が配賦済みであり、日本政府のご判断次第ですが円借款が供与されれば建設費も確保されます。また、運営・維持管理段階でも特段の収支の懸念はありません。 採算性は確保されない一方で、EIRR は社会的割引率を上回り、事業を実施することについての社会的な意義は確認しております。 従って、公的資金による事業実施が推奨されますので、これが伝わるよう、FR にて記載を修正・工夫致します。
60.	DFR 535p	(10) 事業費積算にある客土とは盛土のことか。(質)	谷本 委員	内容の確認	客土はプロジェクト内の切土から発生した土の転用ではなく、土取り場から盛土材として切り出した土を指しています。客土は土取り場の使用料、土を切り出す費用、運搬費用などにより、一般に現場発生土の流用と異なる単価が設定されます。